

死後事務委任契約書

委任者（以下「甲」という。）と受任者（以下「乙」という。）は、甲の死亡後における事務（以下「本件死後事務」という。）の委任について、以下のとおり契約する（以下「本契約」という。）。

第1章 総則

第1条（目的）

甲は、乙に対し、本契約に基づき、次条に定める本件死後事務を委任し、乙はこれを受任する。

第2条（委任事務）

本件死後事務は、別紙 A 記載のとおりとする。

第3条（委任者死亡の場合の本契約の効力）

1 本契約は甲が死亡したときであっても終了せず、本契約に基づく甲の権利義務は甲の相続人（相続財産管理人及び相続財産清算人並びに包括受遺者がいる場合には、当該包括受遺者を含む。以下、同じ。）が承継する。

2 前項にかかわらず、甲の相続人は、第16条に定める場合を除き、本契約を解約又は解除することはできない。

第4条（受任者の善管注意義務）

1 乙は、本契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、本件死後事務を処理しなければならない。

2 乙は、甲の生前から、必要に応じて、本件死後事務を円滑に履行するための準備を実施するものとする。

第7条（受任者の報酬）

1 本件死後事務の報酬（以下「本件報酬」という。）は、別紙 B 記載の報酬総額の金額（消費税別）とする。

2 甲は、乙に対し、本件報酬を、別紙 B 記載の報酬の支払方法に従って支払うものとする。

第8条（費用の負担）

本件死後事務の履行に要する費用（甲生存中の準備に要する費用を含む。以下、「本件死後事務処理費用」という。）は甲の負担とする。

第9条（費用等の預託）

1 甲は、乙に対し、本件死後事務処理費用及び本件報酬の支払に充てるため、本契約締結時に、預託金として●万円を支払うものとする（以下「本件預託金」という。）。
ただし、本件預託金には利息を付さない。

2 乙は、本件預託金と乙の固有財産とを分別して管理しなければならない。

3 乙は、本件預託金から、本件死後事務処理費用及び本件報酬の支払を受けることができる。

4 前項に基づき本件預託金から支払を受けたときは、乙は、甲に対し、受領金額を書面にて報告しなければならない。

5 本件預託金に不足が発生し、または不足することが見込まれる場合には、乙は、甲に対し、追加の支払を求めることができる。

第10条（報告義務）

1 乙は、甲の請求があるときは、本件死後事務の準備状況及び履行状況並びに本件預託金の保管状況を書面により報告しなければならない。

2 乙は、本件死後事務の処理を開始したときは、遅滞なく、その旨を甲の相続人又は遺言執行者に報告しなければならない。

第11条（本契約の終了）

本契約は、次に掲げる場合には当然に終了する。

- (1) 本件死後事務の全部が終了したとき
- (2) 乙が破産手続開始の決定を受けたとき
- (3) 乙が後見、補佐又は補助開始若しくは任意後見監督人選任の審判を受けたとき
- (4) 本契約が第14条乃至第16条により解約又は解除されたとき

第14条（委任者による解約）

1 甲は、いつでも、乙に対する書面による通知により本契約を解約することができる。

2 前項により本契約が解約された場合、甲は、当該解約によって乙が被った損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その限りではない。

第15条（受任者による解約）

乙は、やむを得ない事由があるときに限り、甲に対する書面による通知により本契約を解約することができる。

第16条（本契約の解除）

1 甲又は乙は、次に掲げる場合には、相手方に対する書面による通知により、何らの催告なく本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本契約に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず●日以内に当該違反が是正されないとき

(2) 相手方による本契約に定める条項違反があり、その程度が重大であるとき

(3) 本件死後事務の全部又は一部の履行が不能又は著しく困難となったとき

(4) 相手方が本件死後事務の全部又は一部の履行並びにこれに協力することが不能又は著しく困難となったとき

(5) その他前各号に準じる事由が生じたとき

第19条（遺言との関係）

甲作成の遺言（以下「本件遺言」という。）がある場合、本件遺言と本契約で異なる定めがなされている場合には、本件遺言を優先して適用する。

第20条（監督者）

1 甲は、乙による本件死後事務の適正な処理を監督するため、監督者を選任することができ、乙は監督者の監督に服することを承諾する。

第21条（守秘義務）

1 乙は、本契約の履行により知り得た甲の一切の情報を秘密情報として取り扱うものとし、甲の事前の承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の履行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。ただし、乙は、再委託先もしくは弁護士、会計士、又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、乙の責任において必要な範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。また、法令に基づき開示を求められた秘密情報についても、必要な範囲で開示することができる。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

(1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

第5条（納骨，埋葬）

1 甲の遺骨は，四十九日法要終了後，次の霊園又は寺院（以下「霊園等」という。）に納骨する。名称 ●●●● 所在地 〒●●●●-●●●●●●●●●● 県●●市●●町●●

電話 ●●-●●●●●●-●●●●●●

2 甲の遺骨は，霊園等の中に設置された永代供養墓に埋葬する。

第6条（永代供養）

乙は，甲の死亡後，前条第1項の霊園等において甲を永代供養するために必要な手続を実施する。

第7条（ペットの引継ぎ）

1 乙は，甲の所有するペット（〔動物の種類〕，〔雄雌の区別〕，〔本契約締結時の年齢〕，〔名前〕及び〔生年月日〕等。以下「ペット」という。）を，甲死亡後遅滞なく甲指定の施設に引き渡すものとする。

2 乙は，次に掲げる場合には，甲の相続人又は乙が適当だと判断した施設にペットを引き渡すものとする。

- (1) 甲指定の施設が受入れを拒否した場合
- (2) 甲指定の施設が存在しない場合
- (3) 施設の指定がなされずに甲が亡くなった場合

3 乙は，ペットの飼育を引き受けた者に対し，●万円を上限として，飼育に要する費

用を 支払うものとする。

第8条（施設からの退去）

1 乙は、甲が死亡時に入居していた高齢者施設（以下「本件入居施設」という。）と甲との間の契約に従い、甲の居室の本件入居施設への明渡しに必要な手続を実施する。

2 前項の明渡しの手続を実施するにあたり、乙は、居室内に残された家財道具、生活用品等の遺品（以下「残置物」という。）を受領し、甲の相続人又は遺言執行者に引き渡すまでの間預かり、保管する。

3 乙は、次に掲げる場合には、甲の残置物を処分（換価を含む。以下、同じ。）又は廃棄することができる。

(1) 残置物が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に定める廃棄物（ただし、放射性物質及びこれによって汚染された物を含む。）であるとき

(2) 甲の相続人又は遺言執行者が残置物の引取りを拒絶したとき

(3) 甲の相続人又は遺言執行者に対し残置物を引き取るよう催告したが、当該催告後●日以内に引き取る旨の回答がなされないとき

(4) 乙による保管期間が甲の死亡後●か月を経過したとき

4 甲は、乙に対し、本件入居施設の甲に対する金銭債務の弁済を受領する権限を与える。乙が本件入居施設から弁済金を受領した場合、乙は当該弁済金を本件預託金として取り扱うものとする。

2 前項に基づく解約を実施するために ID、パスワードその他のアカウントを特定するための情報（以下「通信契約アカウント情報」という。）が必要な場合には、甲は、乙に対し、通信契約アカウント情報を提供するものとする。ただし、甲は、自己の判断に基づき、通信契約アカウント情報の提供を留保することができる。

3 乙は、甲の死亡後遅滞なく、本件スマホを預かり、これを保管する。乙の預かり保管中に本件スマホに電話、メール及び SNS 等メッセージの着信があった場合には、乙は、連絡者に対し、甲が亡くなった旨の案内をすることができる。

4 乙は、本件スマホに関する通信契約が終了した場合、保存情報を消去するために本件スマホを初期化したうえ、適宜の方法で処分又は廃棄するものとする。

5 第1項記載の情報及び甲が提供した通信契約アカウント情報に変更があったときには、甲は、乙に対し、変更後すみやかに、最新の情報を提供しなければならない。

第13条（SNS アカウントの削除）

1 乙は、甲の死亡後●日経過後、次に掲げる方法のいずれかにより、甲が利用する SNS アカウントを削除する。

(1) SNS 運営会社に対するアカウントの削除申請をする方法

(2) 甲の ID、パスワードその他のアカウントにログインするために必要な情報（以下「SNS アカウント情報」という。）を利用して直接ログインする方法

2 甲が前項(2)に規定する削除方法を希望する場合、甲は、乙に対し、前項に基づく削

除を実施するため、SNS アカウント情報を提供するものとする。ただし、甲は、自己の判断に基づき、SNS アカウント情報の提供を留保することができる。

3 甲が提供した SNS アカウント情報に変更があったときは、甲は、乙に対し、変更後すみやかに、最新の情報を提供しなければならない。

第14条（相続債務の支払い）

乙は、本件預託金の中から、次に掲げる相続債務を支払うものとする。

- (1) 治療費、入院費等の医療費
- (2) 施設利用料
- (3) 電気、ガス、水道、NHK 及び固定電話の公共料金
- (4) その他甲が別に指定する金銭債務（ただし、日常生活に係るものに限る。）

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲（委任者） 住 所

氏 名

乙（受任者） 住 所

氏 名

(別紙 A) 委任事務の範囲

- (1) 関係者に対する甲死亡の連絡
- (2) 死亡届の提出
- (3) 葬儀
- (4) 納骨・埋葬
- (5) 永代供養
- (6) ペットの引継ぎ
- (7) 施設からの退去
- (8) 賃貸物件からの退去
- (9) 行政官庁への届出
- (10) 公共サービスの解約
- (11) スマートフォンの通信契約の解約
- (12) SNS アカウントの削除
- (13) 相続債務の支払い

(別紙 B) 本報酬の金額及び支払方法

1 報酬総額 ●●●円 (税別)

2 報酬の支払条件

(1) 別紙 A 記載(1)乃至(5)の委任事務が終了したとき ●●円 (税別)

(2) 別紙 A 記載(6)の委任事務が終了したとき ●●円 (税別)

(3) 別紙 A 記載(7)及び(8)の委任事務が終了したとき ●●円 (税別)

(4) 本件死後事務がすべて完了したとき 残額すべて

なお、本件死後事務の一部が履行不能となった場合には、履行の割合に応じて各分割金の額を減額する。